

練馬区告示第 4 7 7 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条の規定によって準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、下記の者について、国民健康保険料に係る書類が送達不能なため公示送達する。

なお、納付義務者からその書類の請求があったときは、直ちに交付する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

練馬区長 吉田 健一

記

- 1 納付義務者
内田 満生

- 2 対象文書
令和 8 年 8 月 6 日付け 8 練区収徴第 10407 号